職業紹介事業を行う際のポイント



1 事業所体制の整備

>	チェック
	事業所ごとに許可証を備え付けている。
	手数料表※、返戻金制度※、業務運営規程を事業所内に掲示している。
	個人情報を適正に取り扱う体制が整備されている。

※は有料職業紹介事業者のみ

2 求人・求職申込み

/	チェック
	紹介が禁止されている職業(港湾運送業務、建設業務)ではない。※
	自らが届け出た取扱職種・地域の範囲内で行っている。
	求人申込み又は求職申込みの内容が法令等に反する内容ではない。
	必要な内容を網羅した労働条件等を求人者から書面で明示されている。

※は有料職業紹介事業者のみ

3 取扱職種の範囲等の明示

~	チェック
	取扱職種の範囲等として必要な内容を網羅している。
	書面の交付等により明示している。

4 帳簿の備付け

>	チェック
	求人求職管理簿、手数料管理簿※に記載が必要な内容が網羅されている。
	※は有料職業紹介事業者のみ

5 労働条件等の明示

)	カメニャッシュ
~	チェック
	労働条件等の明示について必要な内容を網羅している。
	書面の交付等により明示している。

6 人材サービス総合サイトへの情報提供

>	チェック
	情報提供すべき内容を網羅している。

上記は職業紹介事業者が行うべき内容のあくまで一部です。 詳細については職業安定法等各法令や告示、職業紹介事業 の業務運営要領をご確認ください。



大阪労働局 需給調整事業部